

## 三重県臨床研修医研修資金貸与規則

平成二十二年十月二十八日

三重県規則第四十六号

### (趣旨)

第一条 この規則は、県内の医療機関等における医師の確保を図るため、臨床研修を受けている医師に対し県が貸与する研修資金について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規則において「臨床研修」とは、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の一第一項に規定する臨床研修をいう。

2 この規則において「臨床研修資金」とは、県内の臨床研修病院（医師法第十六条の一第一項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。）における臨床研修のための資金をいう。

### (救急医療機関等)

第三条 三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例（平成二十二年三重県条例第四十六号。以下「条例」という。）第三条第一項に規定する規則で定める救急医療機関等は、次に掲げる医療機関等とする。

一 三重県保健医療計画（平成二十年第四次改訂。以下「医療計画」という。）第四章第五節で定める小児救急医療拠点病院及び地域小児救急医療センター

二 医療計画第四章第七節で定める一次救急医療施設、二次救急医療施設及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等

三 医療計画第四章第九節で定めるべき地医療拠点病院及びべき地診療所並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成二年法律第十五号）第一條第一項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第三十三条第一項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関

### (貸与の対象者)

第四条 臨床研修資金の貸与を受けることができる者は、現に県内の臨床研修病院で臨床研修を受けている医師とする。ただし、他に就労義務のある資金（三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第一條第一項に規定する修学資金を除く。）の貸与等を受けていた者、現に受けている者又は受けようとする者を除くものとする。

### (貸与の額)

第五条 臨床研修資金の貸与の額は、年額百五十万円とする。

### (貸与の方法)

第六条 知事は、第十条に規定する臨床研修資金を貸与する者を決定した場合は、当該年度においては貸与決定のときに定める月の末日までに貸与し、翌年度以降は原則として当該年度の四月二十日までに当該臨床研修資金を貸与するものとする。

### (貸与の回数)

第七条 臨床研修資金の貸与は、原則として連続する二年度とし、貸与の回数は二回（一

年度につき一回の貸与に限る。)までとする。

(連帯保証人)

第八条 臨床研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を一人立てなければならぬ。この場合において、連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 前項の連帯保証人は、知事が別に定めるところに従い、臨床研修資金の貸与を受けた者と連帯して当該臨床研修資金の貸与に係る一切の債務を負担するものとする。

(貸与の申請)

第九条 臨床研修資金の貸与を受けようとする者は、臨床研修医研修資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 臨床研修病院の在職証明書
- 二 住民票又はこれに代わるもの(住民票を取得できない場合に限る。)
- 三 連帯保証人の所得証明書
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(貸与の決定)

第十条 知事は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、書面及び面接による審査の上、臨床研修資金を貸与する者を予算の範囲内で決定し、文書により申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第十二条 前条に規定する貸与の決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)は、同条に規定する通知を受けたときは遅滞なく当該年度の臨床研修医研修資金借用証書(第二号様式)を知事に提出するものとする。

2 貸与決定者は、一回目の貸与を受ける場合は、原則として知事の定める日までに臨床研修医研修資金借用証書を知事に提出するものとする。この場合において、所属する臨床研修病院の在職証明書を添付するものとする。

(貸与の決定の取消し等)

第十三条 知事は、貸与決定者が第十条に規定する貸与の決定を受けた日から臨床研修を修了する日までの間において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同条に規定する貸与の決定を取り消すものとする。

- 一 臨床研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため、臨床研修を継続することができなくなつたと認められるとき。
- 三 臨床研修の成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 臨床研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 偽りその他不正の手段により臨床研修資金の貸与を受けたとき。
- 七 臨床研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

2 知事は、貸与決定者が前条第一項に規定する知事の定める日において臨床研修病院が

定める臨床研修の課程を休止しているときは、当該年度の賃与を一時保留することがで  
きる。

(免除の申請)

第十三条 条例第三条又は第四条に規定する臨床研修資金の返還及び利息の支払の全部又  
は一部の免除を受けようとする者は、臨床研修医研修資金返還免除申請書(第三号様式)  
を知事に提出しなければならない。

(諸否の通知)

第十四条 知事は、前条に規定する臨床研修医研修資金返還免除申請書の提出があつたと  
きは、これを審査し、文書によりその諸否を申請者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第十五条 条例第三条第一項に規定する必要となる勤務期間を計算する場合は、業務に從  
事した初めの日の属する月から業務に従事しなくなつた日の属する月までを計算する  
ものとする。

2 条例第三条第一項に規定する業務に従事できない期間を計算する場合は、当該期間中  
に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から休  
職又は停職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は  
停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたとき  
は、その月を一月として計算するものとする。

(返還)

第十六条 臨床研修資金の賃与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃  
与を受けた臨床研修資金の額に、賃与を受けた日の翌日から第一号に規定する場合は同  
号に規定する事由が確定した日、第一号及び第二号に規定する場合は最後に賃与を受け  
た日の属する年度の末日までの期間の日数に応じ年十ペーセントの割合で計算した利  
息を加えた額を知事の定める日までに返還しなければならない。

- 一 第十二条第一項の規定により臨床研修資金の賃与の決定を取り消されたとき。
- 二 臨床研修を修了後、遅滞なく業務を開始しなかつたとき。ただし、疾病、災害その  
他やむを得ない理由によると知事が認めた場合は、この限りではない。
- 三 臨床研修資金の賃与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 臨床研修資金の賃与を受けた者は、正当な理由がなく賃与を受けた臨床研修資金を前  
項の知事の定める日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の  
日までの期間の日数に応じ、前項に規定する返還すべき額につき年十五ペーセントの割  
合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還の猶予)

第十七条 前条の規定にかかわらず、知事は、臨床研修資金の賃与を受けた者が次の各号  
のいずれかに該当するときは、相当の期間、賃与を受けた臨床研修資金の返還及び利息  
の支払の全部又は一部を猶予することができる。

- 一 疾病、災害その他やむを得ない理由により臨床研修資金の返還及び利息の支払が困

難であると認めるとき。

二 死亡したとき。

(返還の猶予の申請)

第十八条 前条に規定する返還の猶予を受けようとする者は、臨床研修医研修資金返還猶予申請書（第四号様式）に、同条各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(諾否の通知)

第十九条 知事は、前条に規定する臨床研修医研修資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、文書によりその諾否を申請者に通知するものとする。

(届出)

第二十条 臨床研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該各号に定める届出書にその該当する事実を証する書面を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 臨床研修病院を退職し、休職し、復職し、若しくは臨床研修を修了し、又は停職の処分を受けたとき。（第五号様式、第六号様式、第七号様式、第八号様式又は第九号様式）

二 救急病院（救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された県内の病院をいう。）若しくは救急医療機関等の業務に従事したとき又は勤務先に変更があつたとき。（第十号様式又は第十一号様式）

三 臨床研修資金の貸与を受けることを辞退するとき。（第十一号様式）

四 臨床研修病院における臨床研修に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。（第十二号様式）

五 臨床研修医研修資金貸与申請書の記載事項に変更が生じたとき。（第十四号様式）

六 連帯保証人を変更しようとするとき。（第十五号様式）

2 臨床研修資金の貸与を受けた者は、条例第三条第一項第一号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合は、医学に関する専門知識修得計画書（第十六号様式）を、当該修学を行う一月前までに知事に提出しなければならない。

3 臨床研修資金の貸与を受けた者は、条例第三条第一項に定める業務に従事している間、毎年三月三十一日現在の業務の状況等を証明する書類を、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(補則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、臨床研修資金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この規則は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに貸与の決定がなされた臨床研修資金の取扱いについては、なお従前の例による。